

職員団体制度の概要

1 国家公務員の労働基本権

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務に専念する義務があります。このため、国家公務員は、次表のとおり労働基本権が制約されています。

一般職の国家公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権		争議権
			協約締結権	
給与法適用職員（下記の職員以外）	○	△ (交渉は可能)	×	×
警察職員、海上保安庁勤務職員、 刑事施設勤務職員、入国警備官	×	×	×	×
行政執行法人職員	○	○	○	×

(注) ○印は認められているものを、△印は一部制約されているものを、×印は制約されているものを示しています。